

資料 1

都市計画公園・緑地の今後の方針（案）について【参考資料】

目 次

○都市計画公園・緑地の今後の方針による検証について.....	2
○過年度に都市計画変更を行った公園事例について.....	4
○見直し対象となる公園・緑地の現況図.....	7
1 松並公園.....	7
2 老松公園.....	8
3 久寿川公園.....	9
5 西口公園.....	10
6 与古道公園.....	11
7 北口駅前公園.....	12
8 六湛寺公園.....	13
9 山口樋ノ谷公園.....	14
10 西田公園.....	15
12 御前浜公園.....	16
13 西宮中央運動公園.....	17
14 鳴尾中央公園.....	18
15 瓦林公園.....	19
16 津門中央公園.....	20
18 西宮浜総合公園.....	21
19 鳴尾浜公園.....	22
21 北山公園.....	23
22 広田山公園.....	24
23 夙川河川敷緑地.....	25
24 武庫川河川敷緑地.....	26
○都市公園の種類.....	27

## ○都市計画公園・緑地の今後の方針による検証について

今後、「都市計画公園・緑地の今後の方針」として策定後、以下の作業フローに従い、未整備区域のある24箇所の都市計画公園・緑地のうち20箇所を対象として、必要性・代替性・実現性の検証を行い、その結果が「変更」「廃止」となる公園・緑地については、総合的な判断を行い最終的な「存続」・「変更」・「廃止」の判定を行う。

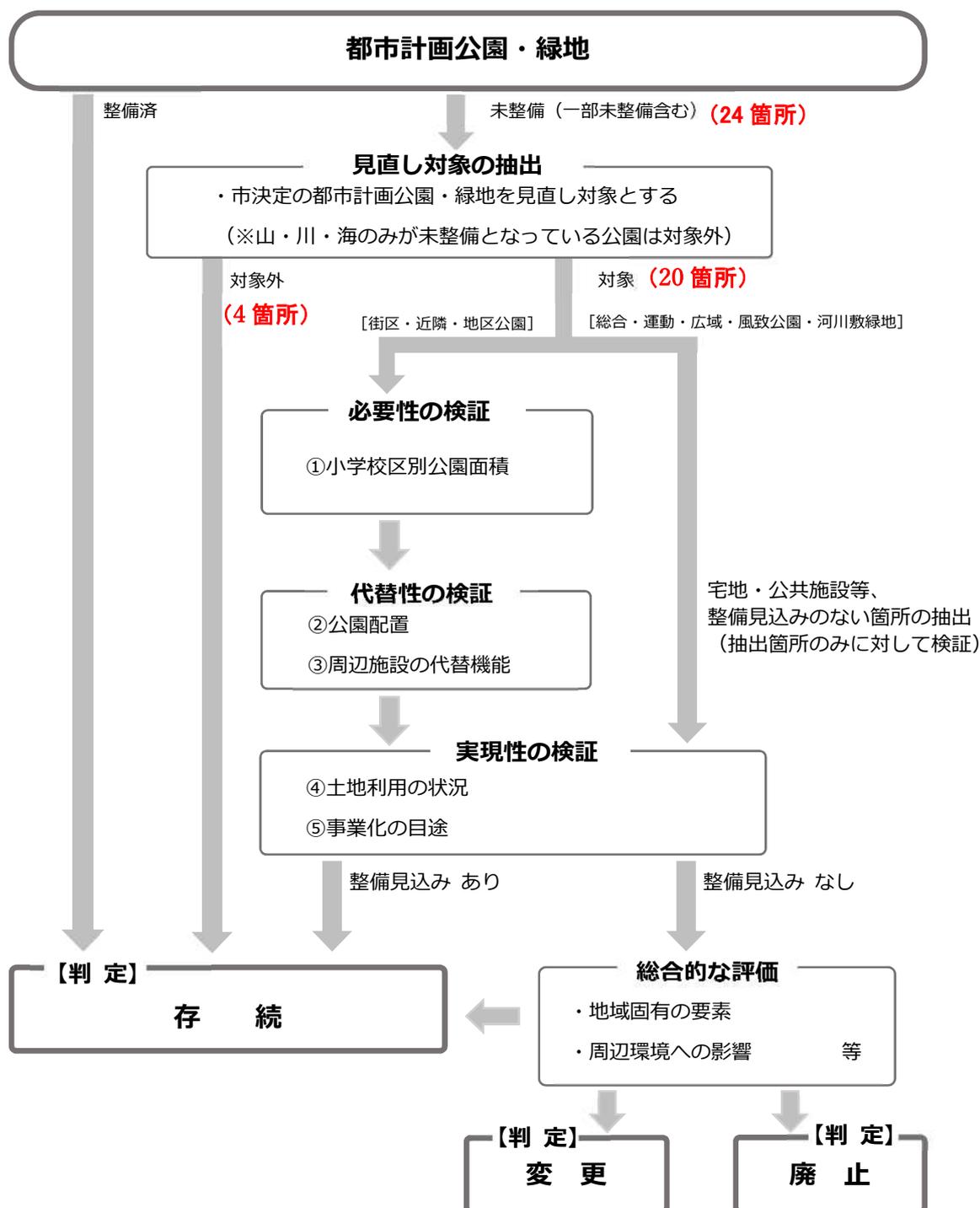


表 参-1 検証結果および見直し方針一覧

番号	種別	名称 公園名 緑地名	面積(ha)			検証項目					見直し方針	備考
						必要性 高い:○ 低い:×	代替性 高い:×	実現性 高い:○ 低い:×	① 学区 面積	② 配置		
			計画	供用	未供用							
1		松並公園	0.28	0.26	0.02							
2		老松公園	0.35	0.30	0.05							
3		久寿川公園	0.18	0.11	0.07							
4		東川公園	0.77	0.00	0.77	—	—	—	—	—	見直し対象外	未供用区域は東川河川区域
5	街区	西口公園	0.30	0.17	0.13							
6		与古道公園	0.12	0.05	0.07							
7		北口駅前公園	0.10	0.05	0.05							
8		六湛寺公園	0.58	0.42	0.16							
9		山口樋ノ谷公園	0.43	0.42	0.01							
10	近隣	西田公園	2.20	1.90	0.30							
11		名塩北公園	2.80	2.60	0.20	—	—	—	—	—	見直し対象外	未供用区域はどん尻川
12	地区	御前浜公園	11.40	6.30	5.10			—				
13		西宮中央運動公園	6.10	5.20	0.90			—				
14		鳴尾中央公園	3.80	0.00	3.80			—				
15		瓦林公園	5.20	1.80	3.40			—				
16		津門中央公園	4.40	4.20	0.20			—				
17	総合	塩瀬中央公園	22.00	19.40	2.60	—	—	—	—	—	見直し対象外	未供用区域は猪切谷川等
18		西宮浜総合公園	10.30	6.70	3.60	—	—	—				
19	運動	鳴尾浜公園	29.80	12.60	17.20	—	—	—				
20	広域	甲山森林公園【県立】	110.60	83.00	27.60	—	—	—	—	—	見直し対象外	県立公園
21	風致	北山公園	97.80	9.00	88.80	—	—	—				
22		広田山公園	3.80	3.40	0.40	—	—	—				
23	緑地	夙川河川敷緑地	23.2	17.9	5.30	—	—	—				
24		武庫川河川敷緑地	124.7	31.3	93.40	—	—	—				

「都市計画公園・緑地の今後の方針」策定後、各公園・緑地の検証を行う

※ 検証項目の「—」は検証対象外を示す。

## ○過年度に都市計画変更を行った公園事例について

令和3年度に市内の全ての市立義務教育学校を都市計画決定する際に、学校敷地と重複していた2つの都市計画公園を廃止している。(都市計画公園としての区域は全域を廃止したが、整備済みの公園区域は、都市公園として現在も市が管理。)

その際も、必要性・代替性・実現性を確認した上で都市計画変更手続きを進めており、参考として、「都市計画公園・緑地の今後の方針(案)」に基づく検証結果について以下の通り示す。

番号	種別	名称	面積(ha)			検証項目					見直し方針	備考
						必要性 高い:○ 低い:×		代替性 高い:× 低い:○		実現性 高い:○ 低い:×		
		公園名 緑地名	計画	供用	未供用	① 学区 面積	② 配置	③ 機能	④ 土地 利用	⑤ 事業 見込		
事例-1	街区	二葉公園	1.3	0.1	1.2	×	×	×	×	×	廃止	今津中学校の都市計画決定に合わせて、都市計画公園廃止済み(R3.11.8)
事例-2		宮前公園	1.1	0.1	1.0	×	×	×	×	×	廃止	浜脇中学校の都市計画決定に合わせて、都市計画公園廃止済み(R3.11.8)

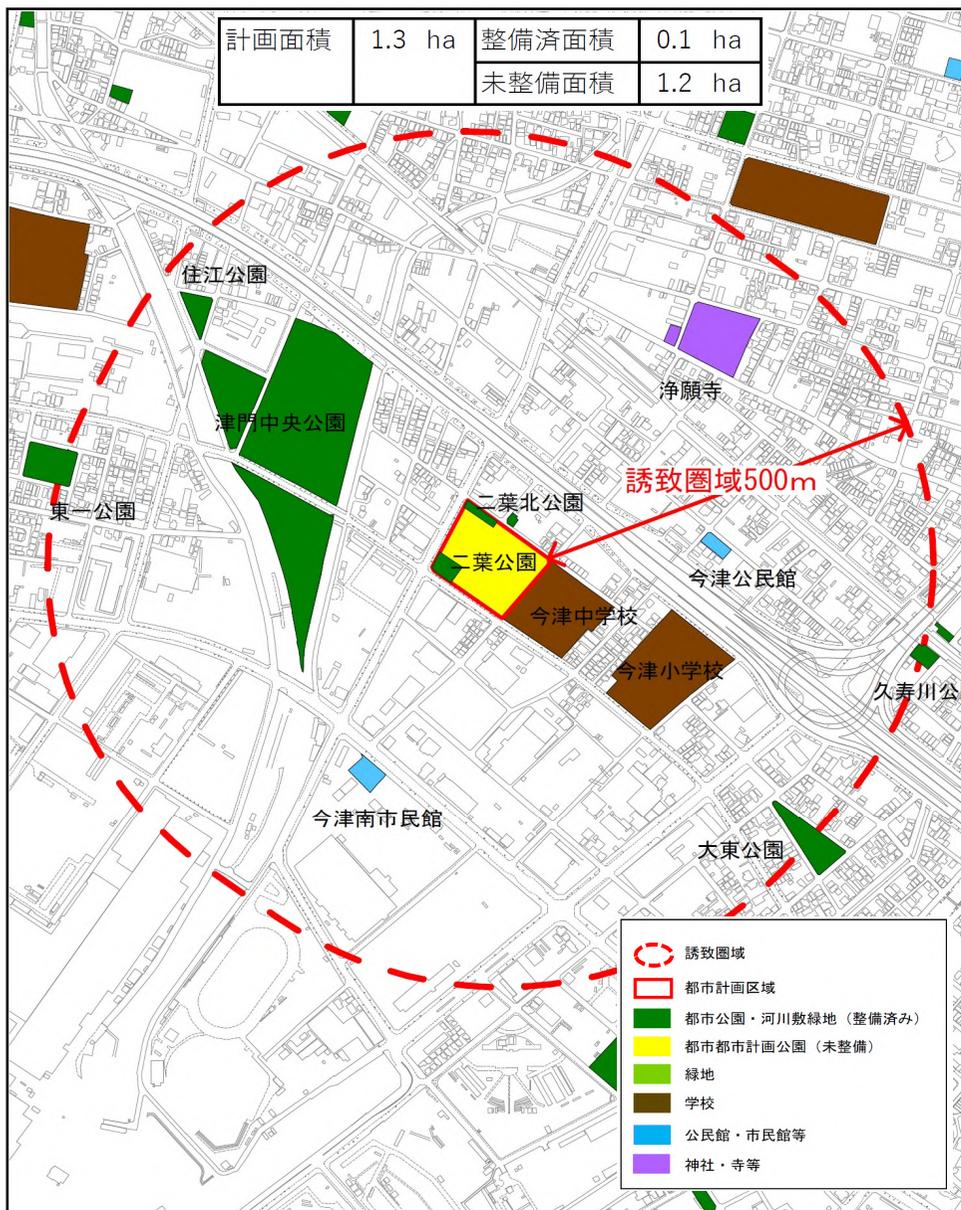
※○・×・-の表記について

必要性：高ければ○、低ければ×。 代替性：高ければ×、低ければ○。

実現性：高ければ○、低ければ×。 -：検証対象外。

× は見直し(変更・廃止)を示す検証結果、○ は整備(存続)を示す検証結果となる。

事例-1 二葉公園の検証例 公園種別：近隣公園



■必要性 (今津小学校区)  
 ①小学校区別一人当たり「歩いて行ける身近な公園」面積：4.61㎡/人 > 1.0㎡/人  
 ⇒ 必要性 (①) 低い (×)

■代替性  
 ②公園配置：誘致圏域 (500m) 内に概ね1ha以上整備済みの都市公園がある。  
 (津門中央公園4.2ha)  
 ⇒ 代替性 (②配置) 高い (×)

③周辺施設の代替機能

機能	①都市環境	③防災
	②景観	④レクリエーション
都市公園・河川敷緑地	4.67	4.67
緑地	0	-
学校	-	3.44
公民館・市民館等	-	0.12
神社・寺	(0.68)	-
合計	4.67 (5.35)	8.23

> 未供用面積1.2ha  
 ⇒ 代替性 (③機能) 高い (×)

■実現性  
 ④土地利用の現況：恒久的な施設 (今津中学校のグラウンド) として利用している。  
 ⇒ 実現性 (④土地利用) 低い (×)  
 ⑤事業化の目途 (今後10年間)：なし  
 ⇒ 実現性 (⑤事業見込) 低い (×)

■総合評価 (地域固有の要素など、その他検証事項)：  
 今津中学校は都市計画学校に位置づける予定がある。  
 整備済み区域だけでは近隣公園要件を満たさない。

判定：**廃止**  
 整備済み区域を含めた全区域を廃止する。  
 ※整備済み区域については、都市計画からは廃止するが、引き続き市が公園として継続管理する。

※検証例の二葉公園は、令和3年11月に都市計画変更 (廃止) 済みです。

事例-2 宮前公園の検証例 公園種別：近隣公園



■必要性（浜脇小学校区）  
 ①小学校区別一人当たり「歩いて行ける身近な公園」面積：4.38㎡/人 > 1.0㎡/人  
 ⇒ 必要性 (①) 低い (×)

■代替性  
 ②公園配置：誘致圏域（500m）内に概ね1ha以上整備済みの都市公園がある。  
 （川添公園0.98ha）  
 ⇒ 代替性 (②配置) 高い (×)

③周辺施設の代替機能

機能	①都市環境	③防災
	②景観	④レクリエーション
都市公園・河川敷緑地	4.65	4.65
緑地	0	-
学校	-	5.9
公民館・市民館等	-	0.71
神社・寺	(4.74)	-
合計	4.65 (9.39)	11.26

>未供用面積1.0ha  
 ⇒ 代替性 (③機能) 高い (×)

■実現性  
 ④土地利用の現況：恒久的な施設（浜脇中学校のグラウンド）として利用している。  
 ⇒ 実現性 (④土地利用) 低い (×)  
 ⑤事業化の目途（今後10年間）：なし  
 ⇒ 実現性 (⑤事業見込) 低い (×)

■総合評価（地域固有の要素など、その他検証事項）：  
 浜脇中学校は都市計画学校に位置づける予定がある。  
 整備済み区域だけでは近隣公園要件を満たさない。

判定：**廃止**  
 整備済区域を含めた全区域を廃止する。  
 ※整備済み区域については、都市計画からは廃止するが、引き続き市が公園として継続管理する。  
 ※検証例の宮前公園は、令和3年11月に都市計画変更（廃止）済みです。

# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



### 凡例

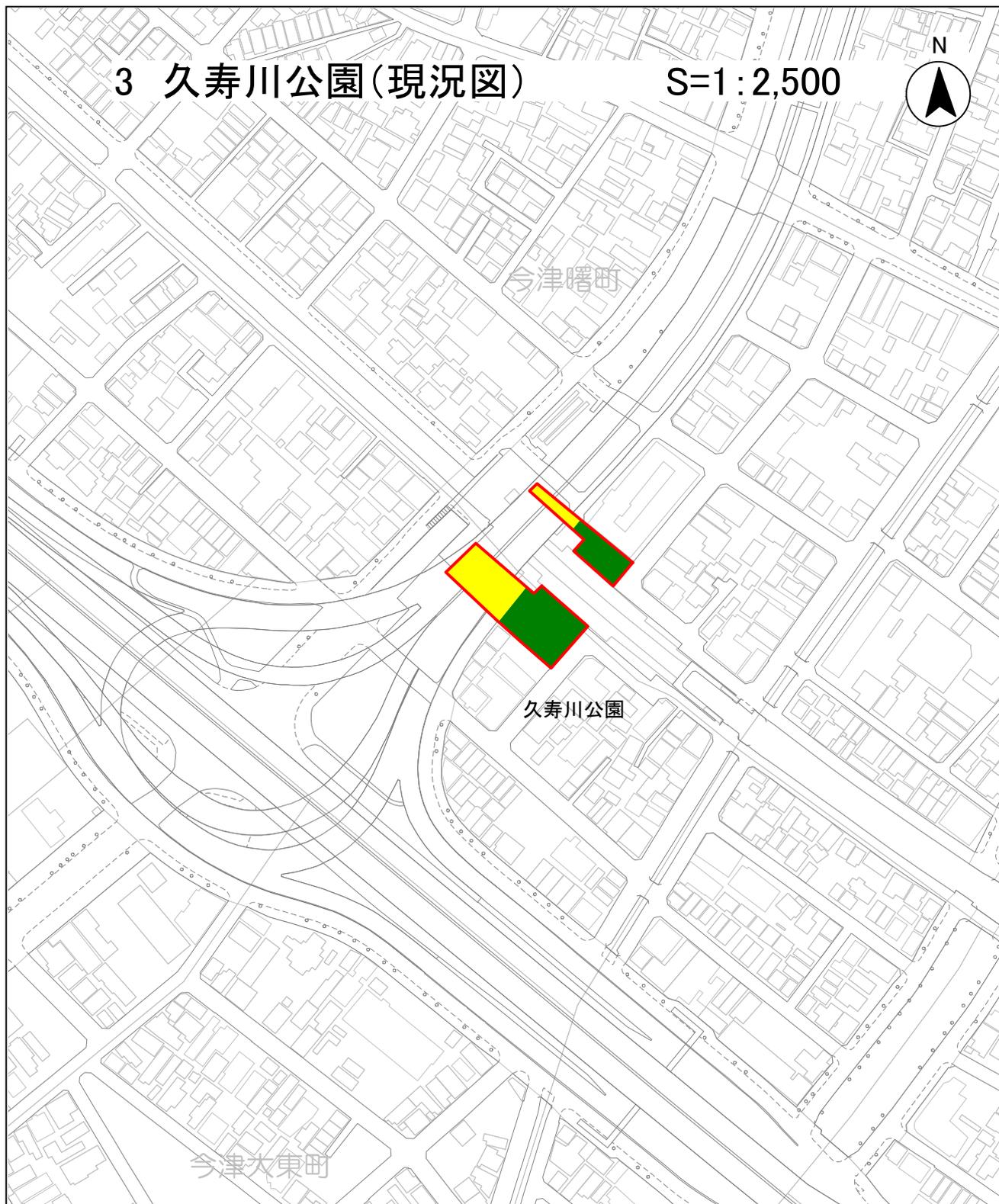
- |  |  |  |
|--|--|--|
|  都市計画区域     |  整備済区域      |  |
|  未整備区域(公有地) |  未整備区域(山川海) |  未整備区域(民有地) |

# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



凡例					
	都市計画区域		整備済区域		
	未整備区域(公有地)		未整備区域(山川海)		未整備区域(民有地)

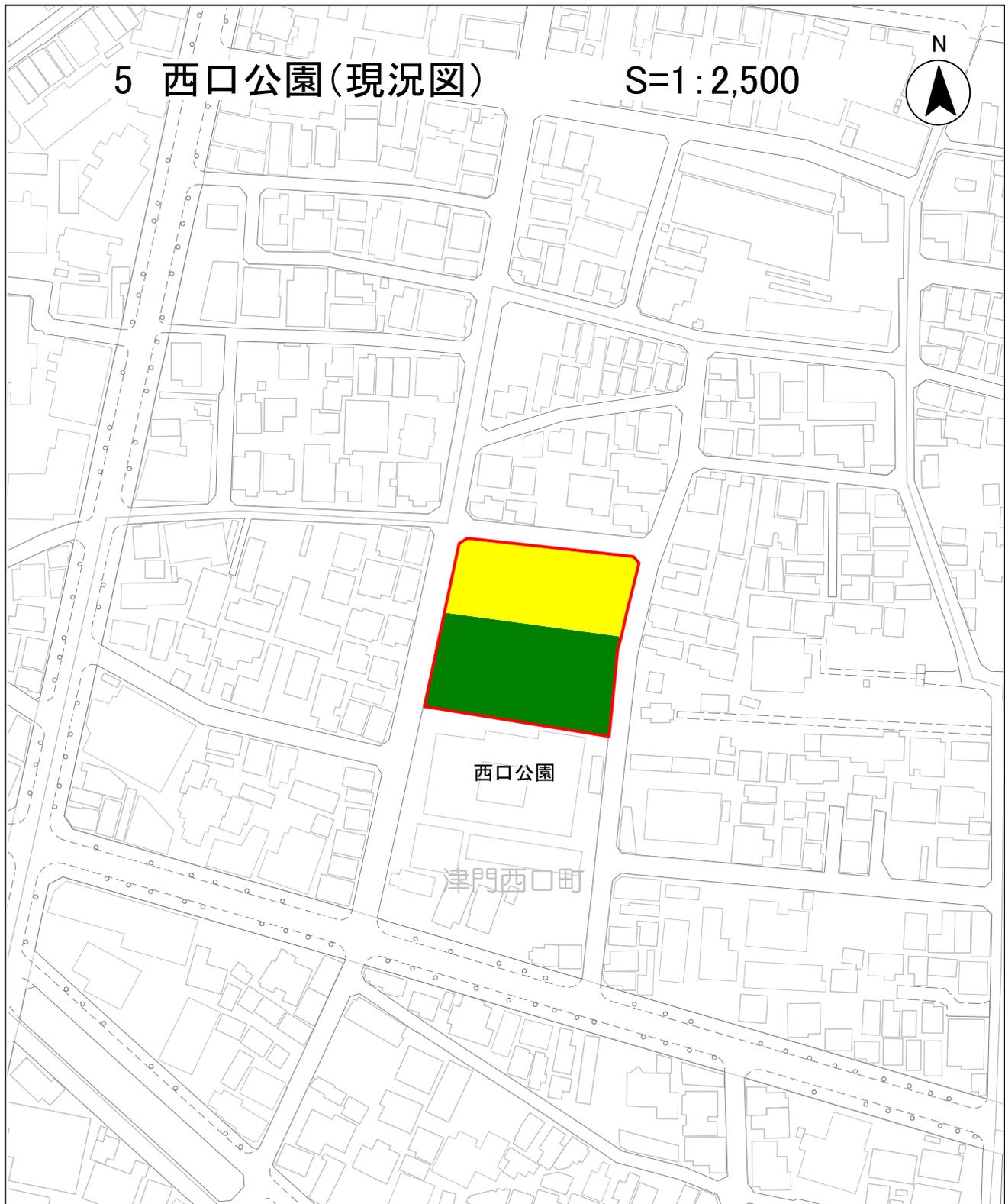
# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



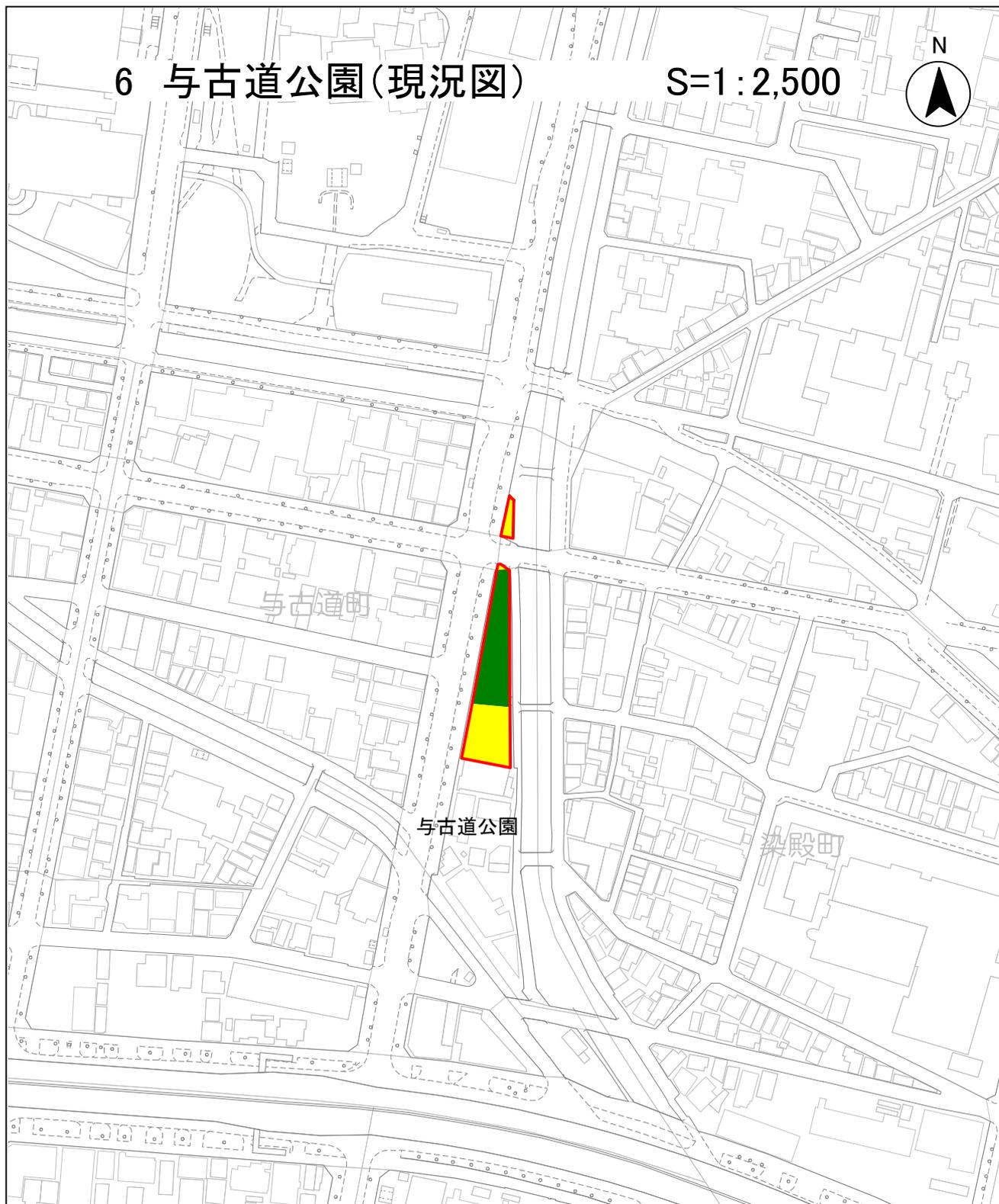
凡例

	都市計画区域		整備済区域		
	未整備区域(公有地)		未整備区域(山川海)		未整備区域(民有地)

# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



凡例

	都市計画区域		整備済区域		
	未整備区域(公有地)		未整備区域(山川海)		未整備区域(民有地)

# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



凡例					
	都市計画区域		整備済区域		
	未整備区域(公有地)		未整備区域(山川海)		未整備区域(民有地)

# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



凡例			
	都市計画区域		整備済区域
	未整備区域(公有地)		未整備区域(山川海)
			未整備区域(民有地)

# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



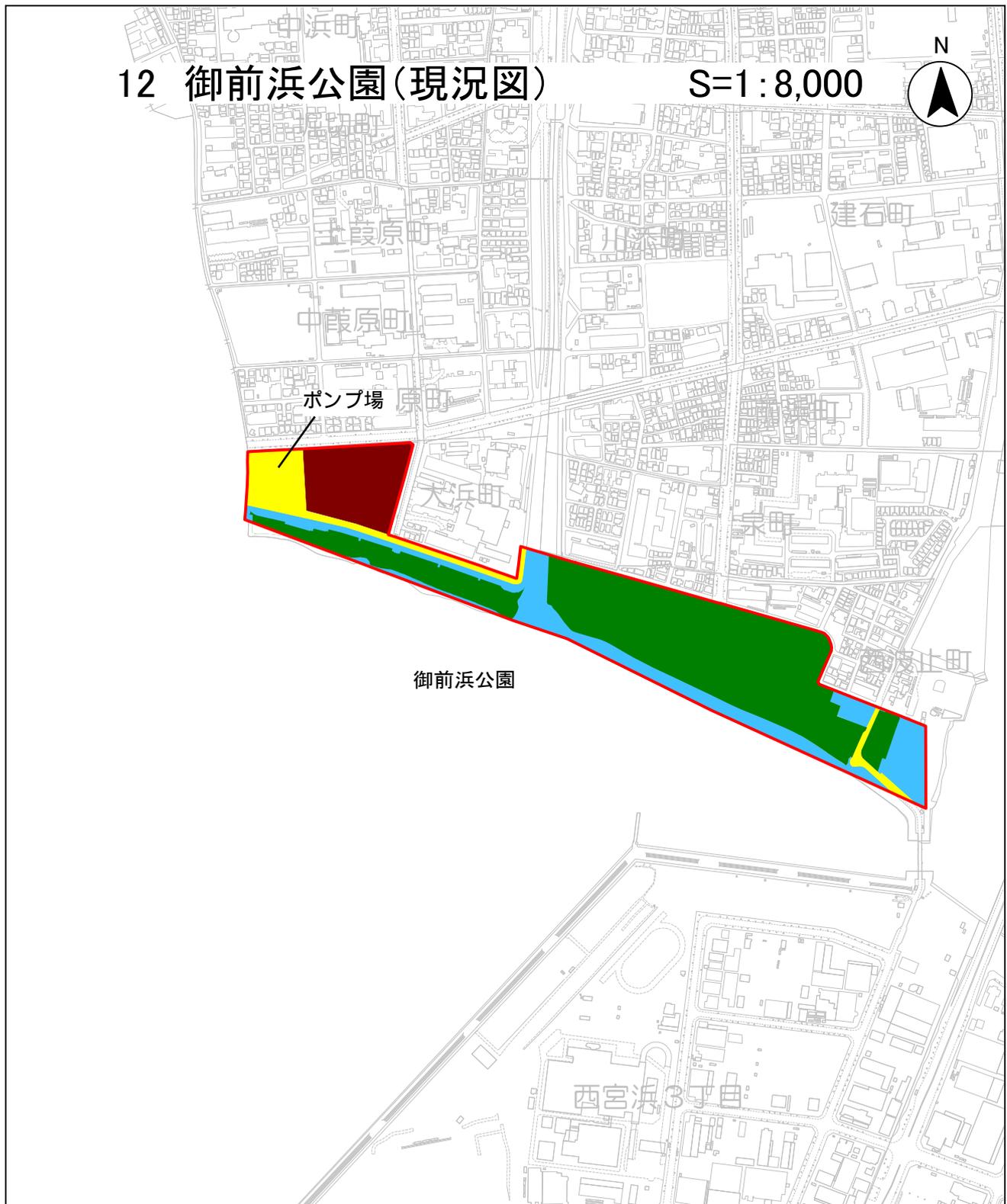
凡例					
	都市計画区域		整備済区域		
	未整備区域(公有地)		未整備区域(山川海)		未整備区域(民有地)

# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



凡例	
	都市計画区域
	整備済区域
	未整備区域(公有地)
	未整備区域(山川海)
	未整備区域(民有地)

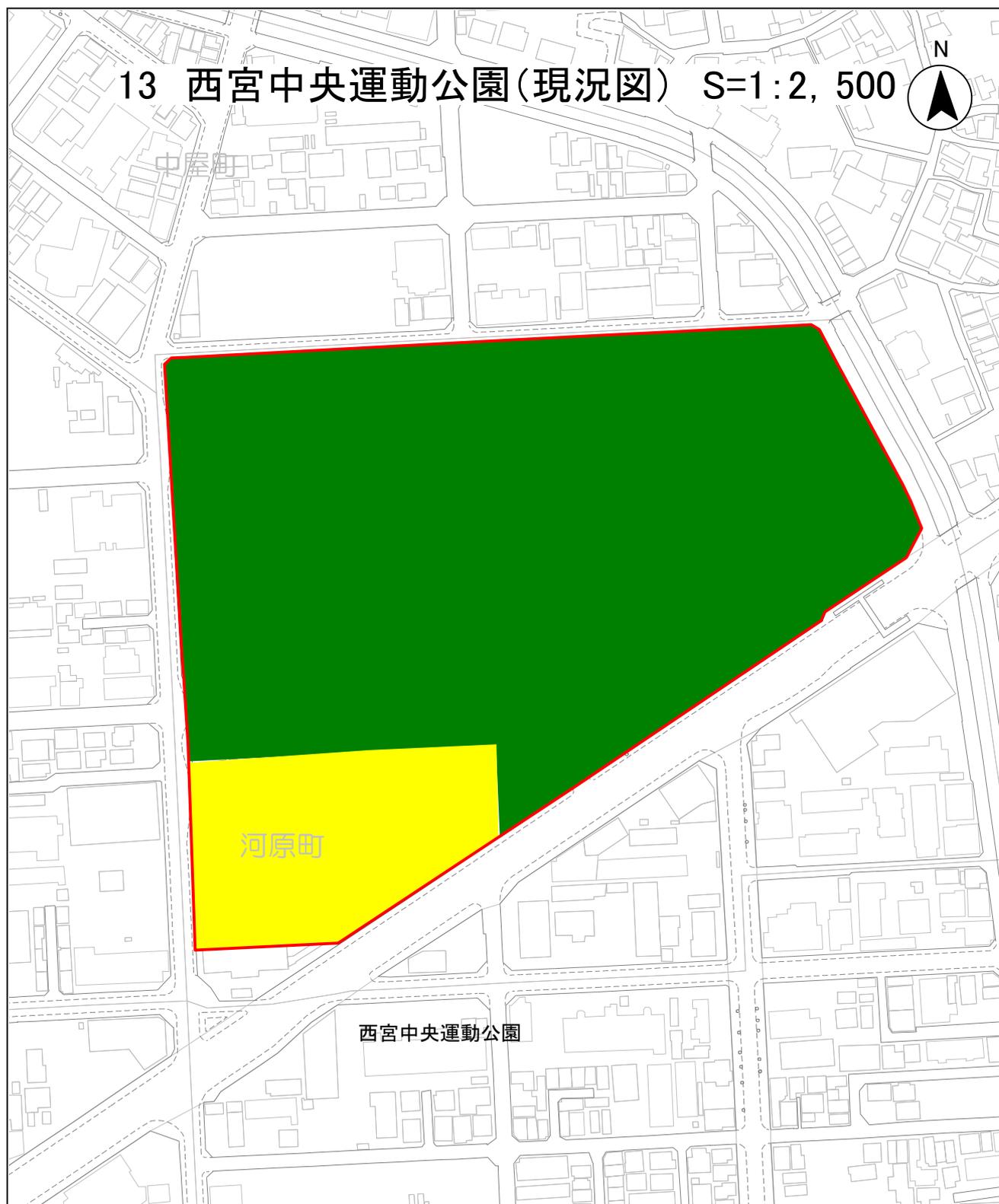
見直し対象となる公園・緑地の現況図



凡例

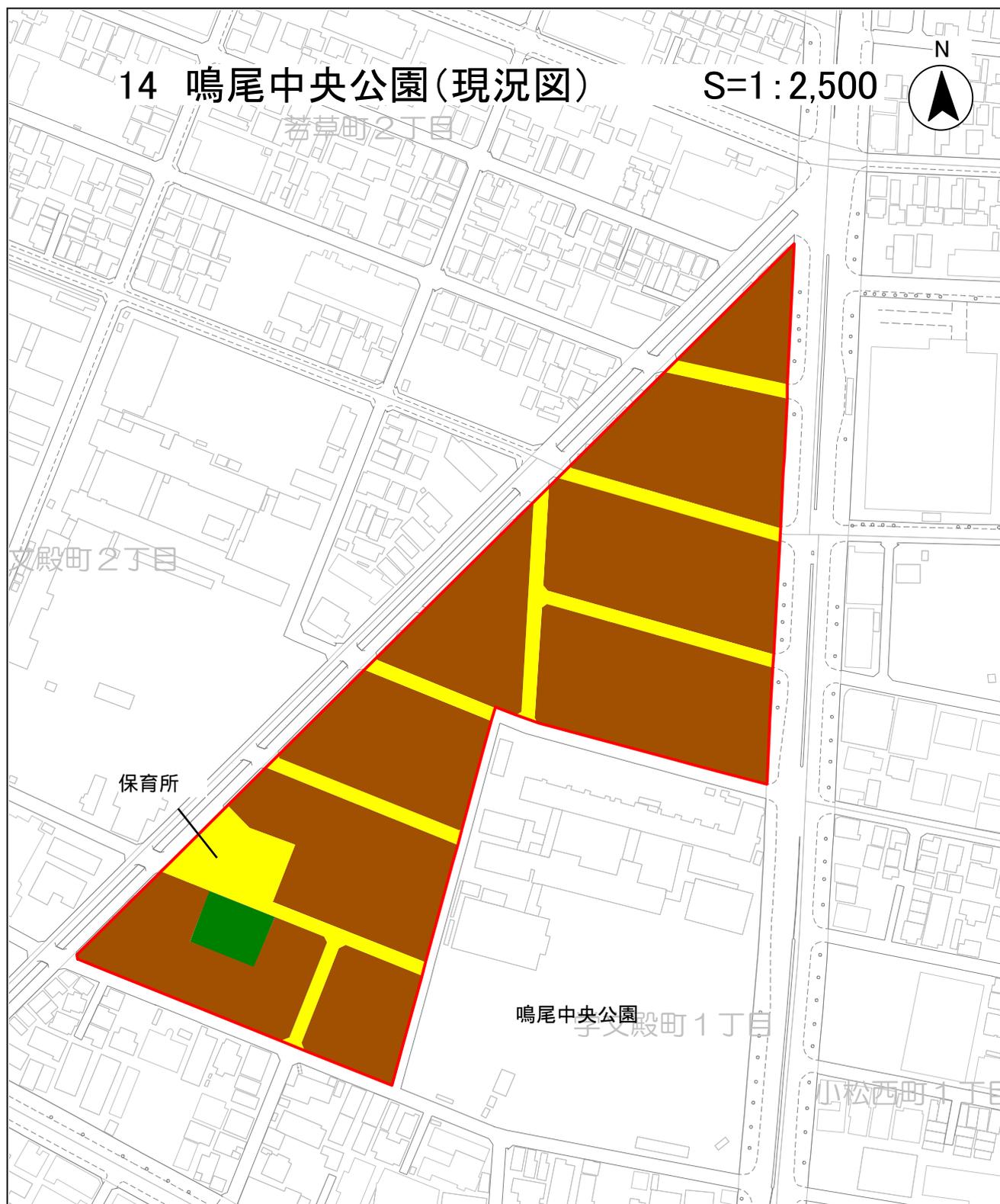
	都市計画区域		整備済区域		
	未整備区域(公有地)		未整備区域(山川海)		未整備区域(民有地)

# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



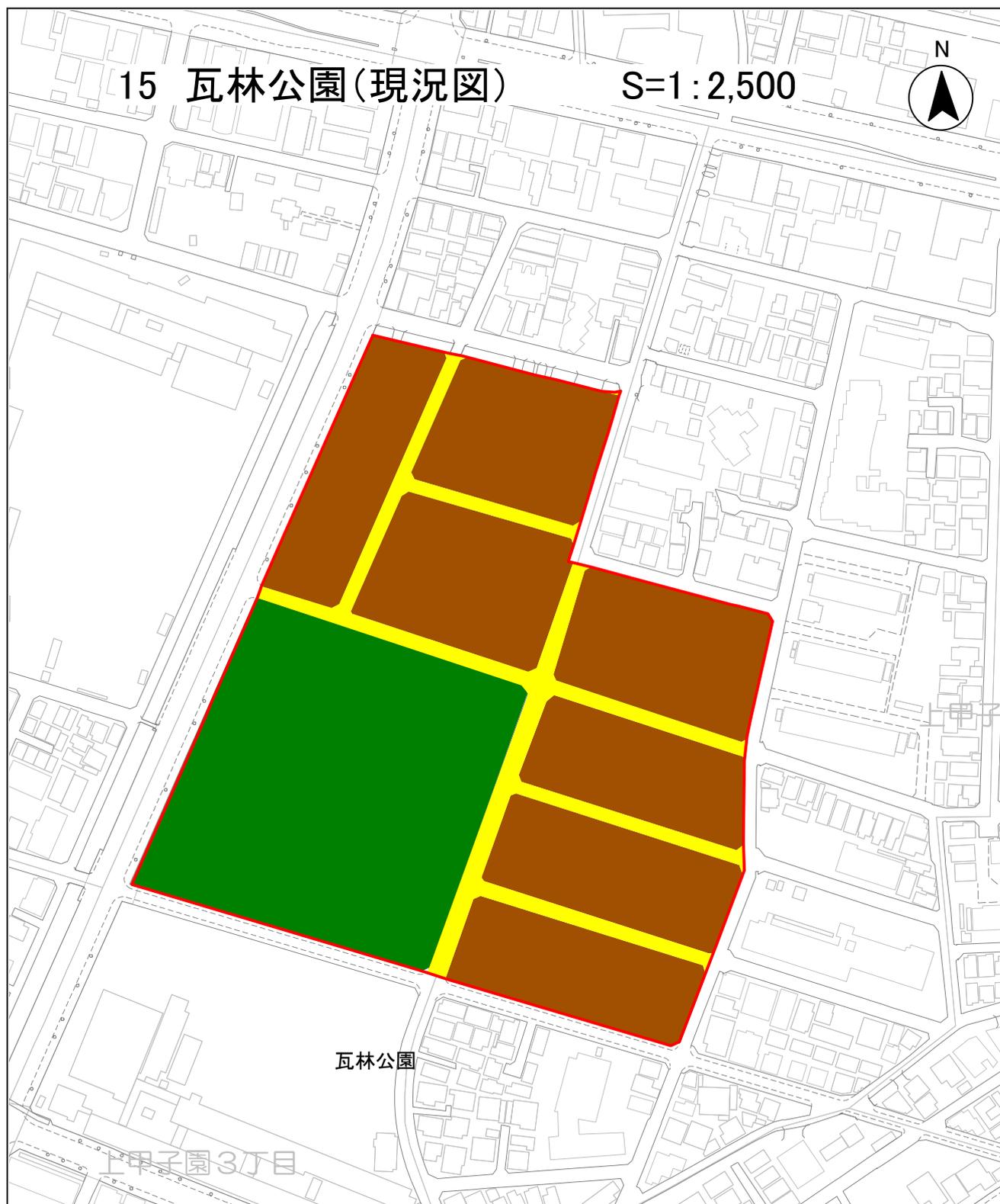
凡例			
	都市計画区域	 整備済区域	
	未整備区域(公有地)	 未整備区域(山川海)	 未整備区域(民有地)

# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



凡例					
	都市計画区域		整備済区域		
	未整備区域(公有地)		未整備区域(山川海)		未整備区域(民有地)

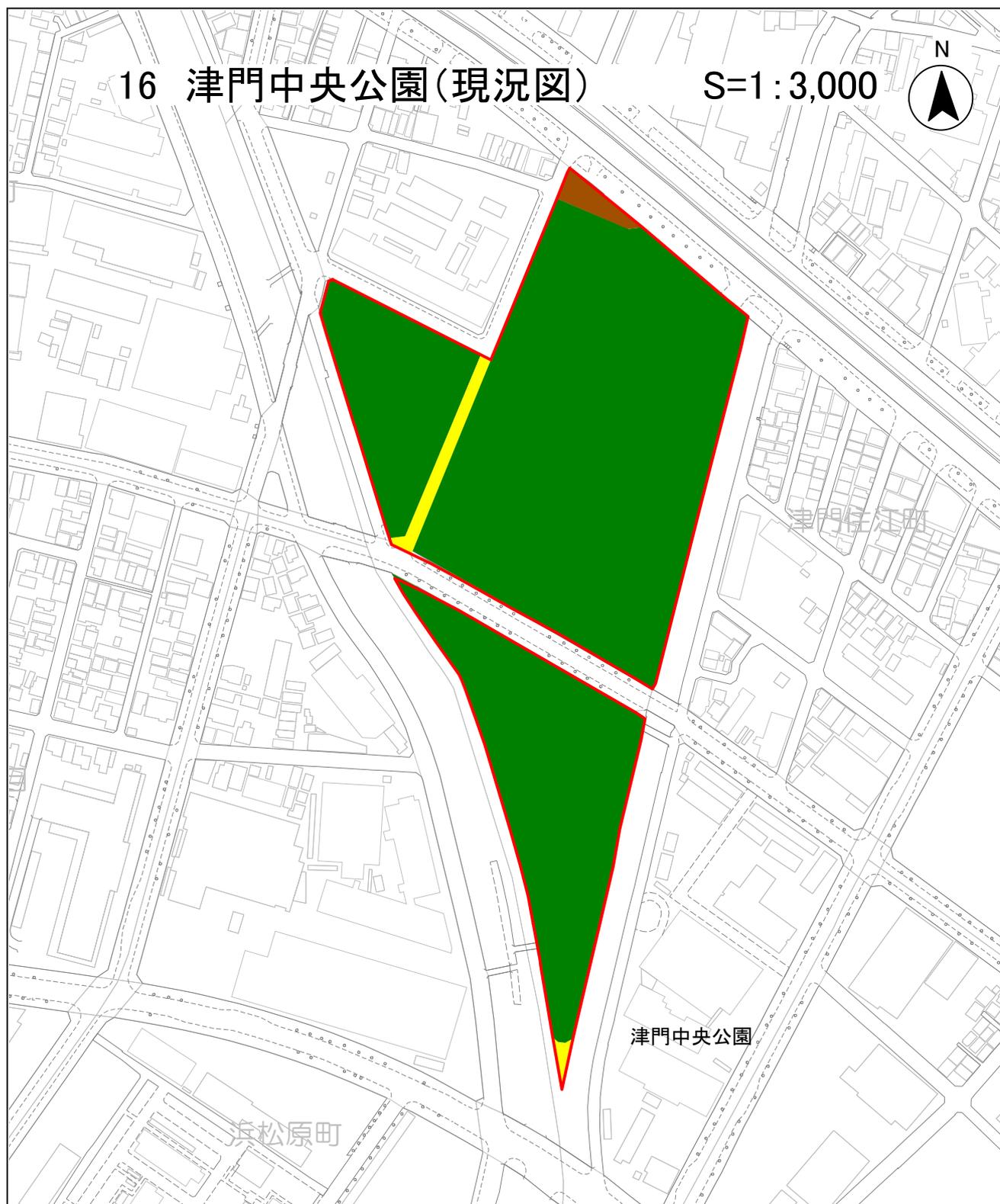
# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



## 凡例

- |  |  |  |
|--|--|--|
|  都市計画区域     |  整備済区域      |  |
|  未整備区域(公有地) |  未整備区域(山川海) |  未整備区域(民有地) |

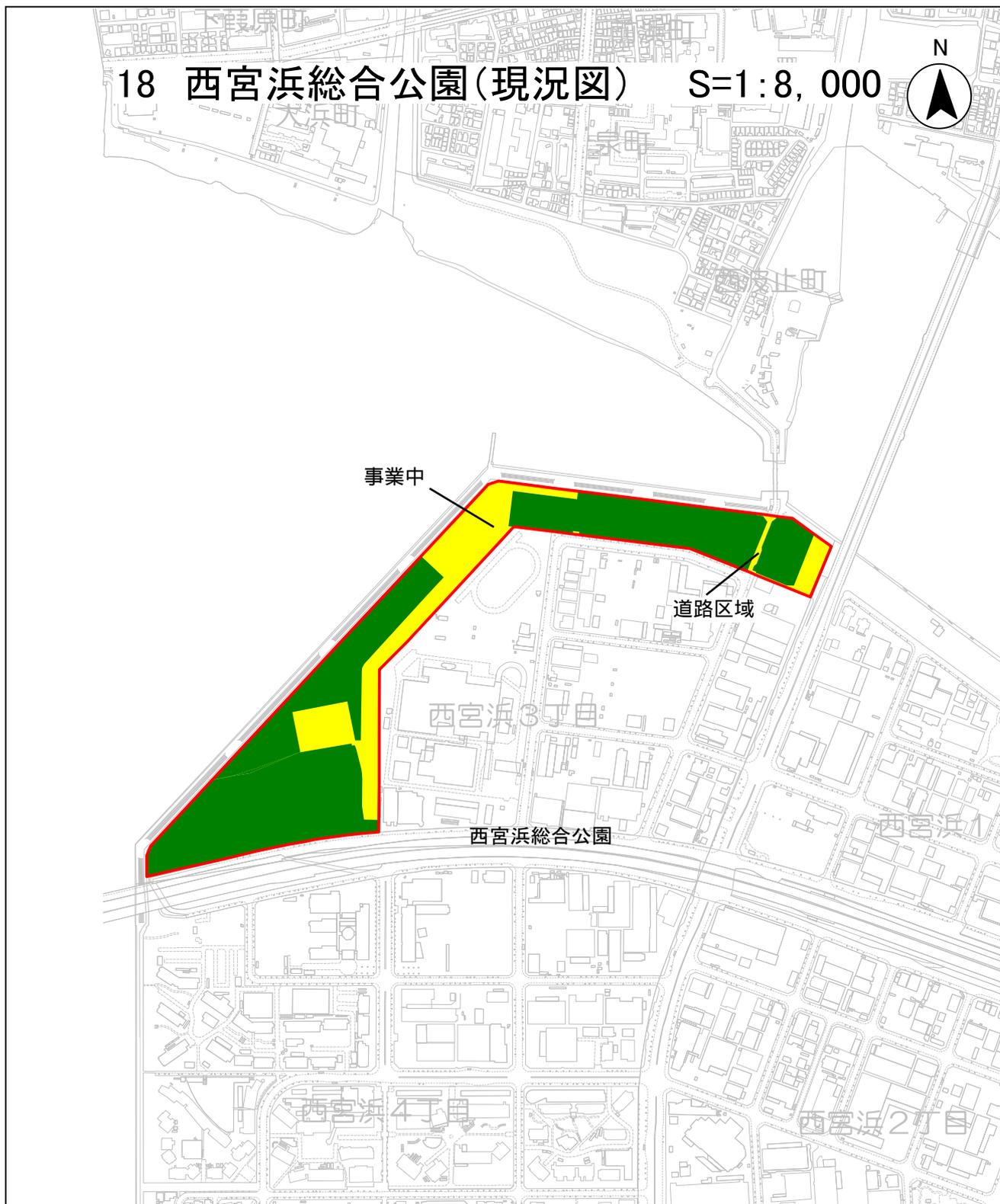
# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



## 凡例

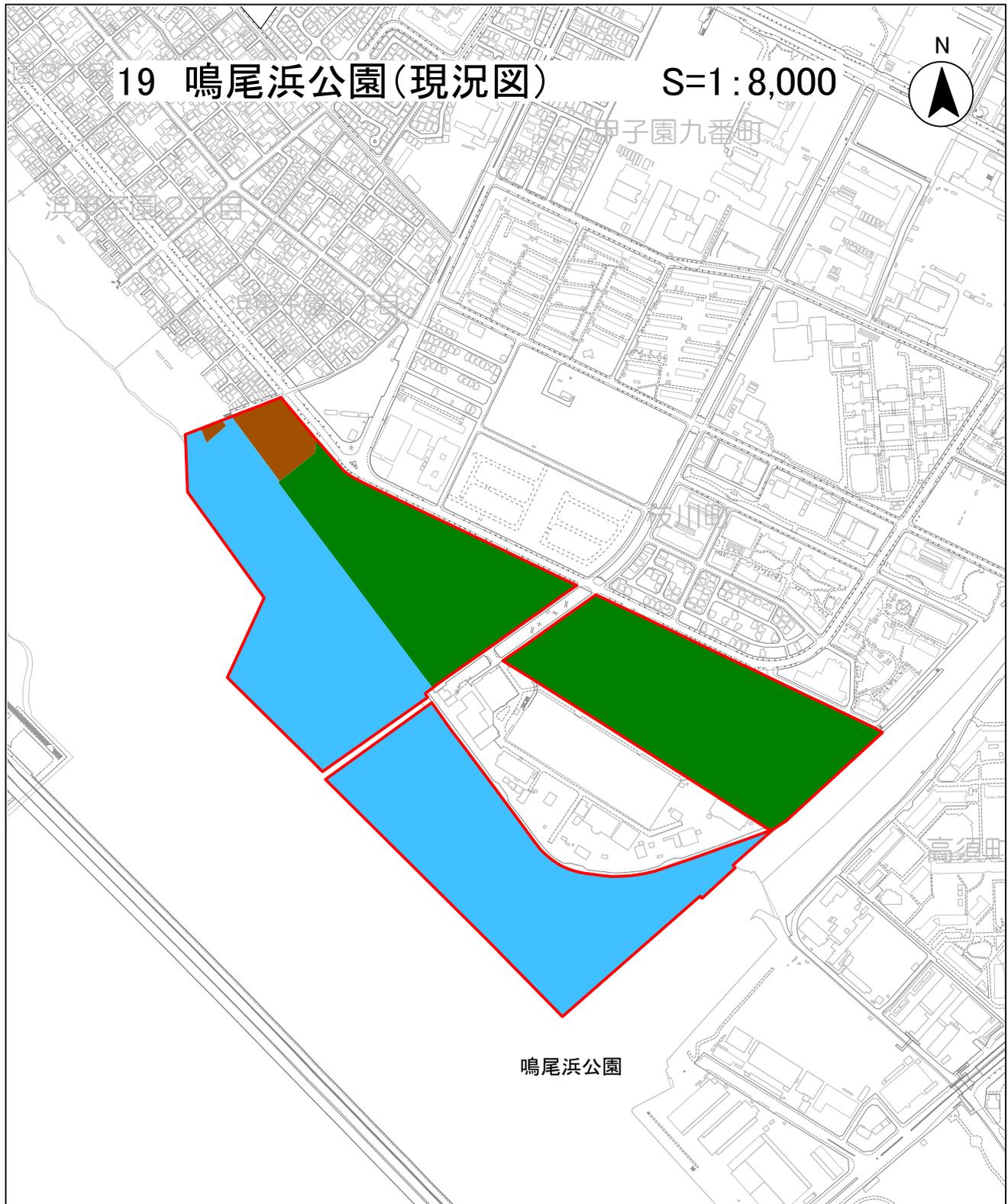
- |  |  |  |
|--|--|--|
|  都市計画区域     |  整備済区域      |  |
|  未整備区域(公有地) |  未整備区域(山川海) |  未整備区域(民有地) |

# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



凡例					
	都市計画区域		整備済区域		
	未整備区域(公有地)		未整備区域(山川海)		未整備区域(民有地)

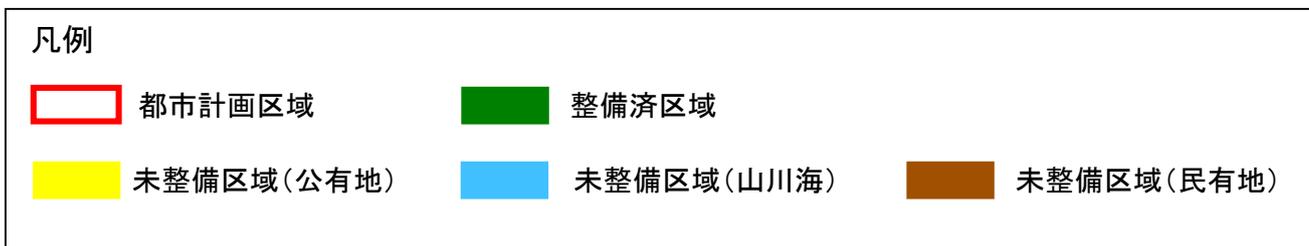
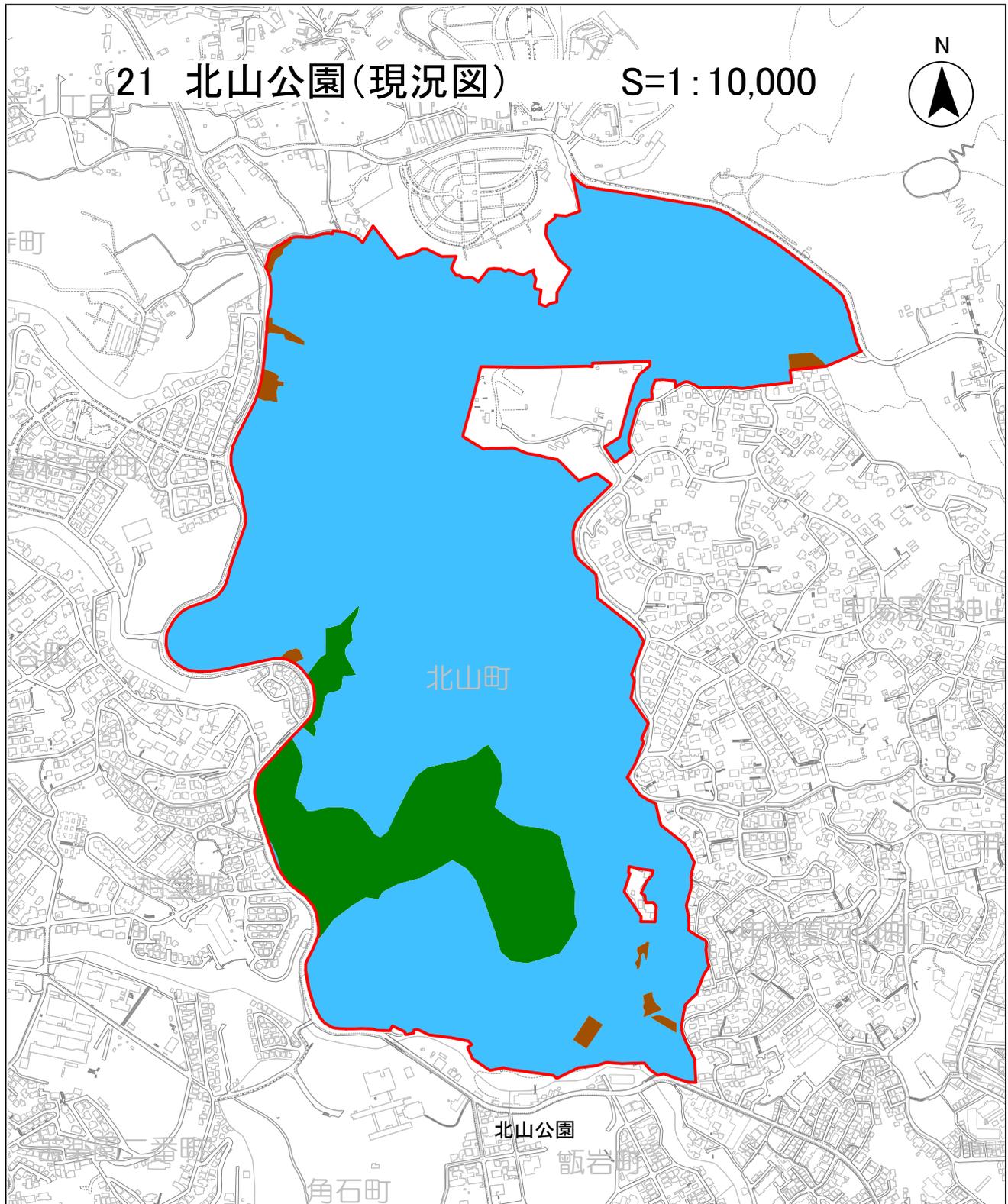
# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



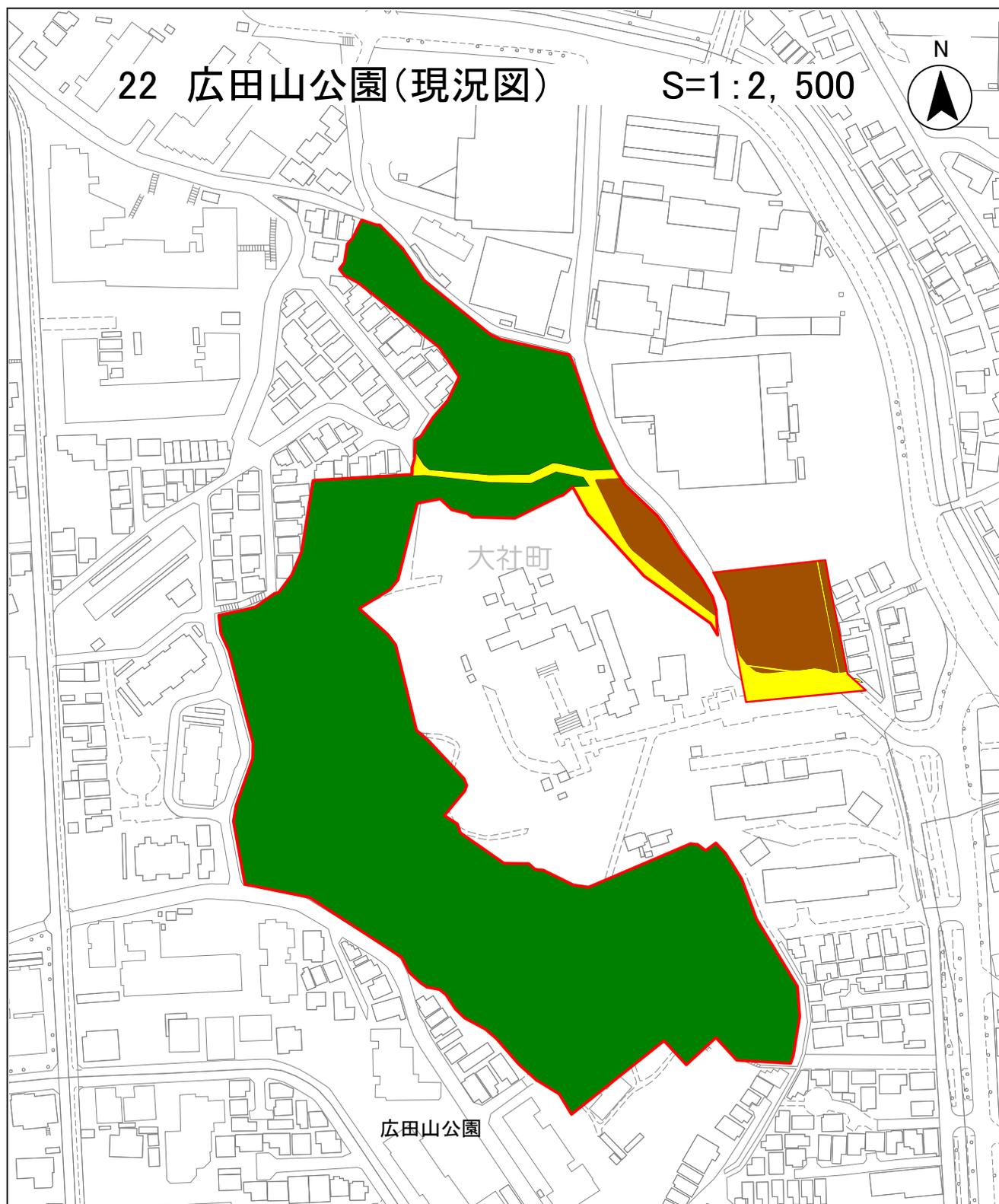
凡例

	都市計画区域		整備済区域		
	未整備区域(公有地)		未整備区域(山川海)		未整備区域(民有地)

# 見直し対象となる公園・緑地の現況図



見直し対象となる公園・緑地の現況図



凡例

- |  |  |  |
|--|--|--|
|  都市計画区域     |  整備済区域      |  |
|  未整備区域(公有地) |  未整備区域(山川海) |  未整備区域(民有地) |



見直し対象となる公園・緑地の現況図



○都市公園の種類

□:歩いて行ける身近な公園

種類	種別	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する事を目的とする公園で1カ所当たり面積0.25haを標準として配置する。 (参考:誘致距離の標準250m)
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣住区当たり1カ所、面積2haを標準として配置する。(参考:誘致距離の標準500m)
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1カ所当たり面積4haを標準として配置する。 (参考:誘致距離の標準1km)
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10~50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15~75haを標準として配置する。
	特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然状況に応じ適切に配置する。
墓園		墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じて配置する。	
広域公園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1カ所程度面積50ha以上を標準として配置する。	
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。	

・都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設

種類	内容
児童遊園	土地の地権者から、無償貸借して表面を公園として管理しているもの。外見は、街区公園と同じである。
港湾緑地	港湾における就労環境や生活環境の向上並びに良好な自然環境の保全や向上等に資するための港湾環境整備施設(緑地、海浜、植栽、広場、休憩所等)。
その他公園	都市公園を除く公共空地

・公園の利用イメージ

◆街区公園・児童遊園

一番身近に感じる公園で、利用者が楽しく遊ぶための遊具や、走りまわって遊ぶことなどができる広場がある公園。

◆近隣公園

公園内で散歩などのウォーキングや、緑陰で休んだりすることができる、街区公園よりも大きな公園。

◆地区公園

いろいろなレクリエーションに利用される公園で、近隣公園よりも大きく、地域のシンボルにもなる公園。

◆総合公園

主に休息・観賞・散歩・遊戯・運動など多目的な利用が可能な市を代表する公園。

◆運動公園

主に運動するために利用する市を代表する公園。

◆特殊公園

墓地を含んだ公園など、特殊な利用、特殊な場所にある公園。

◆広域公園

主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園



甲風園児童遊園



深谷公園（街区公園）



山口中央公園（近隣公園）



御前浜公園（地区公園）